

諮問番号：諮問第 2 4 3 号

答申番号：答申第 2 4 3 号

答申書

第 1 審査会の結論

筑後市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に基づく児童扶養手当一部支給停止処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) 児童扶養手当支給停止通知書に令和 3 年中の所得額が扶養親族等 1 人の場合の所得制限限度額以上であるため、支給停止金額が 32,600 円であった。
- (2) 令和 2 年 5 月 18 日に役員報酬額を高く設定して起業したが、コロナの影響で実際に役員報酬はもらえていない。役員報酬として計上しても、会社運営の為、会社に貸す形で、お金を会社に入れている。そのため、令和 4 年 7 月分から役員報酬金額を見直し、変更した。
- (3) 処分庁は児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年 3 月 30 日政令第 113 号）による改正前のもの。以下「政令」という。）で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しないと規定されていると主張している。しかしながら、上記（2）の内容は知らないのに、政令で定める額以上をもらっていると判断し、その全部又は一部を支給しないと判断している主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適切に行われ、違法又は不当な点はないかという点にあるので、以下判断する。

1 審査請求人に係る前年の所得の金額について

審査請求人に係る前年の所得は令和3年のものであり、令和3年の総所得金額等の合計額は、児童扶養手当現況届の記載のとおり2,426,400円で、この金額は、審査請求人の令和3年の給与所得2,526,400円（個人住民税課税台帳参照）から、政令第4条第1項の規定に基づき100,000円が控除された額であることが認められる。この2,426,000円から政令第4条第1項の規定に基づき80,000円を控除し（児童扶養手当現況届の記載参照）、さらに、政令第4条第2項第1号の規定に基づき、小規模企業共済等掛金控除60,000円を控除した（児童扶養手当現況届の記載参照）結果、審査請求人に係る前年の控除後の所得は、2,286,400円（児童扶養手当現況届の記載参照）となる。

2 審査請求人に係る所得制限限度額について

本件処分の基礎となる所得制限限度額については、児童扶養手当現況届の記載から、審査請求人の扶養親族又は児童は1名であることが認められるため、政令第2条の4第1項の規定により870,000円となる。

3 法第9条第1項の規定の適用について

審査請求人に係る前年の控除後の所得は2,286,400円であるのに対し、審査請求人に係る所得制限限度額は870,000円であることから、審査請求人の前年の所得は所得制限限度額以上になる。そのため、審査請求人は、法第9条第1項の規定に基づき、令和4年11月から令和5年10月までは児童扶養手当（以下「手当」という。）の全部又は一部が支給されない場合に該当する。

4 支給停止金額について

本件において、政令第2条の4に基づく支給停止金額は、以下のとおり算出することができる。

(1) 児童扶養手当現況届の記載から、審査請求人の扶養親族等は1人であると認められるため、審査請求人は政令第2条の4第2項の表第1欄における「法第9条第1項に規定する扶養親族等又は児童があるとき」に該当する。

(2) 児童扶養手当現況届の記載から、審査請求人の令和3年の控除後の所得は2,2

86,400円であり、これは政令第2条の4第2項の表第2欄の「1,920,000円に当該扶養親族等又は児童一人につき380,000円を加算した額」である2,300,000円未満であることが認められる。

(3) したがって、政令第2条の4第2項の表第3欄及び第4欄に基づき、支給される手当の額のうち、「基本額一部支給停止額」に相当する額の支給が停止される。

この「基本額一部支給停止額」は、政令第2条の4第3項から、以下のとおり求めることができる。

ア 法第9条第1項に規定する所得の額 2,286,400円

イ 法第9条第1項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、490,000円に当該扶養親族等又は児童一人につき380,000円を加算した額 870,000円

ウ 児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第109号）第1条にて定められた乗数 0.0230070

エ (ア-イ) × ウ 32,587.1148円

(4) 上記(3)エの額は、「5円以上10円未満の端数」があることから、これを10円に繰り上げた32,590円に10円を加えて得た額（政令第2条の4第3項）である32,600円が、本件処分における「基本額一部支給停止額」となる。

この額は、本件処分によって支給が停止された額である32,600円と一致することから、手当の支給を一部停止した本件処分に法第9条第1項等の法令の適用の誤りはない。

5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、役員報酬額をもらっておらず、役員報酬として計上しても、会社運営のために会社に貸す形でお金を会社に入れている旨を主張している。このことは、審査請求人が、実質的には、法第9条第1項の「政令で定める額以上」の所得がないという主張であると解することができる。

しかし、手当の算定額の根拠となる所得は、法第9条第1項及び政令第4条第1項が定めるとおり、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に定める給与所得等とされており、処分庁は、審査請求人の個人住民税課税台帳により審査請求人の令和3年の給与所得を確認した上で、本件処分を行ったことが認められる。

また、法第9条第1項の規定に基づく支給停止は、前年の所得が所得制限限度額以

上であることのみを要件としており、同条は、当該要件を満たす場合において、手当を「支給しない」と規定しているため、本件処分に不合理な点はない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年12月15日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年2月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第9条第1項は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、手当の全部又は一部を支給しない旨を規定している。

同項に基づき、政令第2条の4第1項は、扶養親族等又は児童の数に応じた所得制限限度額を、政令第2条の4第2項及び第3項は、扶養親族等又は児童の有無及び数等に応じた支給停止額を規定している。

また、政令第4条第1項は、法第9条第1項に規定する所得の額は、所得税法第28条第1項に規定する給与所得等により算定する旨定めている。

本件においてこれをみると、処分庁は、審査請求人が提出した児童扶養手当現況届の記載及び審査請求人の個人住民税課税台帳により、審査請求人の扶養親族の数、前年の所得等を確認し、これらにより、政令第2条の4及び第4条の規定に沿って支給制限の該当性の判断、支給停止金額の算定を行っており、当該判断及び算定において誤りや不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、役員報酬額をもらっておらず、役員報酬として計上しても、会社運営のために会社に貸す形でお金を会社に入れている旨を主張している。このことは、審査請求人が、実質的には、法第9条第1項の政令で定める額以上の所得がないという

主張であると解することができる。

しかしながら、前述のとおり、法第9条第1項に規定する所得は、政令第4条第1項により所得税法第28条第1項に定める給与所得等とされており、処分庁は、審査請求人の個人住民税課税台帳により審査請求人の令和3年の給与所得を確認した上で、本件処分を行ったことが認められる。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩